

平成29年度 事業計画

はじめに

公益財団法人北海道精神保健推進協会（以下、「当法人」という）は、平成元年に、精神障碍者（メンタルヘルスの諸問題を抱える人を含む。以下同じ。）の社会復帰のための医療施設である「札幌ディ・ケアセンター」を開設し、これまで精神科ディケアのみならず、「精神障碍者等」が安心して地域で生活をしていくために必要な支援（生活、就労、家族調整など）を包括的に行い、同時にそのための専門職員を養成する研修の実施など、広汎な精神保健福祉事業を展開してきた。

平成21年度からは、精神障碍者等に対する幅広い活動を展開している内容にふさわしい施設名として、「こころのリカバリー総合支援センター」（以下、「当センター」という。）と改称し、また、平成24年4月1日には財団法人から公益財団法人に移行した。

平成26年度には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として、新たに精神障碍者のための新しいタイプの事業所を模索して、障害を持つ人々の情報発信（メディア事業）に取り組む就労継続支援B型事業所「ここリカ・プロダクション」を開設した。さらに、平成28年度には多機能型事業所として就労移行支援事業所「ここスタ」を設置するほか、相談支援事業所「ココクル」を開所するなど、総合的な精神保健福祉事業に取り組んでいるところである。

今後はメンタルヘルスの諸問題を抱える人を含む「医療」「福祉」「地域」それぞれに焦点を当てた機能を持つ専門機関としての「精神障碍者の総合支援センター」機能をより充実するために、「医療」「福祉」「地域」の3部門が明確になるような組織改編も検討し、早期に実施することとする。

○ 公益事業の実施計画

1 「精神障碍者等」の社会参加への支援

精神科病院を退院する等一定の治療を終えた「精神障碍者等」に対して、様々なプログラムに参加し活動することによって、主体的な生活能力の獲得を図り、病気の再発・再入院の予防を行い、社会参加の促進を目的に次の事業を行う。

イ 精神科ディケア事業（こころのリカバリー総合支援センター）

①精神科ディケアの実施

精神科ディケアは、地域で生活する「精神障碍者等」に対し、医療・リハビリテーション機能を提供するという役割を担っており、精神科医療において欠くことのできない重要な社会資源のひとつである。

当センターディケアの特徴としては、札幌市内・近郊の精神科医療機関に通院

し、回復途上にある「精神障碍者等」で概ね 16 歳以上の方を対象に精神科デイケアを行い、地域での生活技能を習得し、社会参加を目指すことを目的としていることである。

精神科デイケアでは、就労や復学、社会参加を目指す当事者に対し、常に本人の意思と自主性を尊重し、日々の生活に必要なスキルを身に付け、自信を回復し、より健康的な社会生活ができるようになるためのプログラムを行う。

また、統合失調症を中心とした精神科デイケアのみではなく、高次脳機能障害や軽度発達障害及び成年期の社会的不適応(“ひきこもり”等)を含めた諸問題に対応したケアモデルの構築・普及に努めており、今後も社会参加を目指すデイケアとしての機能を果たしていく。

【事業の構成及び内容】

・通所者（以下、「メンバー」という）の支援

a.体力づくり

通所を日課として継続することにより、生活リズムや日常生活維持のため基礎体力の増進を図る。

b.対人関係及び生活技能の習得

話し合い・スポーツをはじめとしたグループ活動・クラブ活動など様々な活動を通して仲間作りや多様なアクティビティを行うことで、能力の回復と自尊心の高揚を図る。

また、より積極的に病気や障害について学ぶことができる心理教育や生活技能の向上を目指す SST、認知機能改善治療プログラムをリハビリ段階に応じて提供するとともにメンバーを中心とした行事を実施するための「実行委員会」の体験を通して自発性や自主性の回復を図り社会参加を促進する。

なお、6ヶ月毎にメンバーと担当職員による各活動の意義や感想を話し合う「座談会」を継続し、メンバー自身がプログラムの効果を認識する機会とする。

c.定期面接及び本人・家族の相談援助

通所メンバーに対し個人担当制をとり、将来の進路や悩みの解決などの相談に応じる他、本人、家族及びスタッフの3者による通所の効果やリハビリの目標を話し合う定期面接を 6 ヶ月毎に行い、目標である社会参加への道のりを確認し合うなど、メンバーが自立した社会生活が送れるよう支援する。なお、主治医に対し定期面接状況などの情報提供を行う。

また、家族を、「一番、身近なりハビリテーションの理解者・協力者」と捉え、家族支援を積極的に行う。見学時や定期面接、家族会活動などで対話の機会を持ち、家族が疾病や障害を理解し受け入れ、その対応ができるように支援する。

d.当事者活動

共通の経験に基づいた仲間同士の相互支援活動を促進するため当センターメ

ンバーの中から希望者を対象としたピアカウンセリングやWRAPなどの研修を実施し、それぞれのリカバリー・エンパワーメントに役立つ活動を行う。

e.地域交流

孤立しがちな精神障碍者回復者の仲間づくりの機会として、年間行事であるセンター祭その他のイベントを広報し、交流の機会とする。

また、関係機関との交流プログラムや体育大会、町内会行事への参加などを行う。

f.ひきこもり外来・ティケアの開設

ひきこもり外来は予約制により実施する。また、ひきこもり外来・相談からティケアにつながる者に対しては、対人交流技能をはじめ実際の生活に役立つティケア・メニューの開発に取り組む。

②OB会活動支援

ティケア終了後のメンバーが、地域で自立した生活を送り、また安定した就労を維持できるよう、年2回の終了者の集い(元気でやっとる会)の運営を支援する。また、集いや機関誌発行(年1回)などにより、つながりを維持することで、お互いが精神面でも現実面でも支え合うことができる支援を行う。

③家族会活動支援(リラの会例会・機関誌発行等)

家族会活動として、家族が疾病の理解とその対応のあり方などを学習する機会を提供し、家族自身がいきいきと生活でき、また家族同士の親睦を深めるための例会(毎月)や機関紙の発行(毎月)を支援する。

□ 障碍者就労支援事業

平成28年度に開設した就労移行支援事業所「ここスタ」とも連係し、就労準備のためのセミナー等の開催を行い、就労に向けた知識、方法を具体的に学び、自分にあった働き方を考える機会を提供する。

ハ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

(1)多機能型事業所の運営

平成26年度に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として、障害を持つ人々の情報発信(メディア事業)に取り組む就労継続支援B型事業所「ここリカ・プロダクション」を開設した。開設当初は、定員20名で運営してきたが、平成28年6月からは、多機能型事業所に変更し「ここリカ・プロダクション」は定員14名、就労移行支援事業所「ここスタ」は定員6名とし、今後も精神障碍者の就労に積極的に関わっていく。

①就労継続支援 B 型事業所の運営

施設名称：就労継続支援 B 型事業所「ここリカ・プロダクション」

場 所：札幌市白石区平和通 15 丁目北 13-18 フレンド平和通 101 号室

事業内容：映像等を媒体としたメディア事業

開設年月：平成 26 年 6 月 定員：14 名

ここリカ・プロダクションは、精神障碍者の新しい形式での働き方を目指し、「メディア事業所」として活動している。認知度も徐々に上がり、仕事の範囲も広がりつつあり、メンバーの体調に配慮しつつ、今後も活動の幅を広げていく予定である。

②就労移行支援事業所の運営

施設名称：就労移行支援事業所「ここスタ」

場 所：こころのリカバリー総合支援センター内

開設年月：平成 28 年 6 月 定員：6 名

平成 28 年度から新たに開設した「ここスタ」は、一般企業等への就労を目指した就労訓練の場としてのフィールドを持つことにより、当センターメンバーだけではなく多くの精神障碍者等に障害福祉サービスの利用促進が図られるものと考えている。現在、登録者は少ないが、就職に向けた知識、面接等の実務を学び、精神障碍者の就労の継続に焦点を当てた支援を行い、登録者の増を目指していく。

(2)相談支援事業所の運営

当法人では「精神障碍者等の社会参加の促進」を目的としており、これまでデイケアメンバーや家族等からの相談に応じているところであるが、平成 28 年度からは相談支援事業所の運営も行い、よりきめ細かい支援を行っている。相談支援事業の対象者は、当デイケアメンバーのみならず外部からの相談にも対応しており、今後も、相談支援事業を活用し障碍者の自立した生活を支える取り組みを行っていく。

施設名称：相談室「ココクル」

場 所：こころのリカバリー総合支援センター内

開設年月：平成 28 年 6 月 スタッフ 2 名

2 精神障碍者の社会参加を支える体制の整備及び啓発普及

「精神障碍者等」が地域で安心して生活を営むためには、それを支える人的・社会的資源の養成が必要であり、専門職や一般市民等を対象に教育研修事業等を実施する。

イ 精神保健思想の啓発普及と研修事業

独立型の精神科デイケア施設として先進的な実践を通じて蓄積した知見をもとに地域で精神保健医療福祉に関わる専門職等や当事者・家族を対象とする各種事業を

実施する。また、研修会の開催及び実習生・見学者の受け入れ等も積極的に行う。

①地域精神保健スタッフ等研修事業

道内の各地域で精神障碍者に関わっている地域精神保健福祉スタッフを対象とした研修を開催する。(年4回開催予定)

②実習生、見学の受け入れ事業

各関連職域（医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士、臨床心理士など）の教育機関から実習生を受け入れ、精神科デイケア施設として、精神障碍者支援の実践的体験教育を、年間通じて実施する。また、他機関に勤務している者の実習受入も行う。

また、「精神障碍者等」への理解を促進するために、市民・ボランティア等の見学希望ができるだけ受け入れる。

③各種研修会への講師派遣及び企画運営の支援事業

社会福祉団体など関係機関が開催する研修会への講師派遣及び企画運営等への協力・技術支援を実施する。

④市民講座の開催

精神保健福祉思想の啓発普及のため、一般住民を対象として精神保健福祉に関する公開講座を開催する。(年1回開催予定)

⑤障碍者のスポーツ振興への協力

近年、レクリエーションとしてのスポーツや、競技としてのスポーツに取り組める場や機会が見られるようになっているが、各競技団体では練習の場所に苦慮しているところもあることから、精神障碍者のスポーツ振興の意味も含め、精神障碍者団体への体育館貸出などへの協力を検討する。

⑥地域移行研修会、エリア別研修会、ピアソポーター研修会の開催

精神障がい者の退院促進や地域生活の定着など精神障がい者の地域生活移行に向けた取り組みを促進するため、北海道からの委託事業として地域住民や医療・福祉・行政等関係者を対象とした研修並びにピアソポーターの育成を図るための研修を企画・実施する。

なお、ピアソポーターの育成に関しては、北海道の委託事業のみならず、民間助成事業の活用も検討するなどして取り組んでいく。

- ・ 地域移行研修会：地域における支援者の援助技術向上と地域生活移行に向けた支援体制の充実強化を図るための研修 →概ね道内21箇所開催

- ・エリア別研修会：各圏域間での情報交換や課題整理を行うため複数の圏域を対象として行う研修 →道内 4箇所開催
- ・ピアソーター研修会：地域におけるピアソーターの養成や活動への支援を行うための研修 →札幌 概ね年1回開催

□ 高次脳機能障がい者支援事業等

①相談窓口及びリハビリ提供・地域生活支援事業【在宅生活支援事業】

平成16年度から北海道の補助事業により高次脳機能障害者の通所を受け入れて認知訓練等の支援を行い、平成19年度からは委託事業となって事業を進めており、平成29年度も事業受託により、高次脳機能障害者の支援及び道内関係機関との連携を推進する。

なお、実施にあたっては「在宅生活支援」とは「家の生活」のみに注目するのではなく「在宅で生活しながらの社会生活・社会参加」を支援することと捉え、個々のケースに合わせた在宅生活支援のためのアセスメントを行い、これまで蓄積してきた経験に基づき通所リハビリテーションや関係機関等との繋ぎを行う。

②北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会の開催

一般市民に対し高次脳機能障害への普及をすすめるため日本損害保険協会の助成を受け開催されている「北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会」の事務局を担うことで関係機関との連携を図り、一般市民への普及の一助とする。

- ・年1回開催(秋開催予定)

ハ ひきこもり対策推進事業

①北海道ひきこもり成年相談センターの運営

平成21年7月から北海道における「ひきこもり対策」を推進するための核となる「北海道ひきこもり成年相談センター」を北海道からの委託事業として設置し、第1相談窓口としての機能を果たすとともに、北海道庁関係部局をはじめ、障害者・児童福祉、若者就労支援、教育支援機関等との連携を深め、支援ネットワークの構築を図ることとする。

②札幌市ひきこもり地域支援センターの運営

平成27年10月から札幌市の委託事業として行っており平成29年度においても札幌市民でひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とした訪問型の支援にも対応する。また、相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へ繋ぐことでひきこもりの状態にある本人の自立を促進する。